

枚方市条例第 1 号

枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例

(設置)

第1条 教科用図書の採択の適正な実施を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 枚方市立の小学校及び中学校をいう。
- (2) 教科用図書 学校において使用する学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。

(担当事務)

第3条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教科用図書に関する事項について調査審議する。

2 委員会は、前項に規定する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 教育委員会の事務局の職員
- (2) 学校の校長及び教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員をいう。）
- (3) 学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(委員の委嘱等)

第5条 委員の任期又は委嘱期間は、前条第2項の規定による任命又は委嘱の日からその日が属する年度の末日までとする。

2 委員の再度の任命又は委嘱は、妨げない。

(調査員)

第6条 委員会は、必要な調査を行うため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、委員会の推薦に基づき、第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

3 前条の規定は、調査員の任命について準用する。

(準用)

第7条 委員会の組織及び運営については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第4条（第2項ただし書を除く。）、第5条（第4項ただし書を除く。）、第6条、第8条及び第9条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則 [令和5年3月7日公布]

この条例は、公布の日から施行する。